

知立市無電柱化推進計画

令和 3 年 3 月

愛知県知立市

目 次

1. 無電柱化の目的と位置づけ	1
(1) はじめに.....	1
(2) 無電柱化の目的.....	2
(3) 無電柱化推進計画の位置づけ	3
2. 無電柱化推進に関する現状と課題.....	4
(1) これまでの整備実績.....	4
(2) 無電柱化の課題.....	4
3. 無電柱化推進に関する基本的な方針	5
(1) 無電柱化推進の基本的考え方	5
(2) 無電柱化推進に関する基本的な方針	6
4. 無電柱化推進に関する計画期間と目標.....	9
(1) 無電柱化推進計画の期間	9
(2) 無電柱化の推進に関する目標	9
5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	11
(1) 無電柱化の整備手法.....	11
(2) 無電柱化事業の費用負担	12
(3) 関係者間の連携の強化.....	13

1. 無電柱化の目的と位置づけ

(1) はじめに

日本では、戦後の急速な電力・通信需要に対応するため、道路上に多くの電柱、電線が整備されてきました。これらの電線や電柱は、街並み景観を損なうだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げになり、地震、台風等の災害時には、電柱倒壊や電線切断等の危険性がある等、様々なリスクを有しています。

このような中、近年の災害の激甚化、高齢者の増加などにより、無電柱化の必要性・重要性が高まっており、平成 28 年 12 月には、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が施行され、平成 30 年 4 月には無電柱化法第 7 条の規定に基づき、国の「無電柱化推進計画」が策定されています。

本市においても、地震、台風等の災害に強いまちづくりが求められる一方、知立市の顔である知立駅周辺を中心とした活力あるまちづくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、本計画は、災害の防止や安全かつ円滑な交通確保、良好な景観形成等の観点から、無電柱化法に基づく知立市無電柱化推進計画として、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

(2) 無電柱化の目的

無電柱化を図ることにより、安全に、安心して生活できる環境が整備され、また、街並みが整うことにより、本市の魅力が増すことになります。

無電柱化の意義を踏まえ、本市では、以下の3点を目的として国や県、関係事業者と連携して無電柱化を推進します。

1) 【防災】

都市防災機能の強化

緊急輸送道路や防災活動拠点に面している道路等の災害応急対策の円滑な実施のために必要な道路において、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電気や通信などのライフラインの安全性・信頼性の確保を図ります。

熊本地震 ～占用物件等の被災～
(出典：国土交通省資料)



電柱の傾斜

2) 【安全・円滑な交通確保】

通行空間の安全性・快適性の向上

バリアフリーや徒歩による回遊性の向上、交通の円滑化に向け、駅周辺等の通行が多い道路や学校周辺の通学路等において、誰もが安全に通行できる環境をつくれます。



知立駅南の道路

駅等への通行に支障となる電柱

3) 【景観形成】

魅力的な街並みの形成

電線類の地中化等により高質街路空間の形成を図ります。また、知立駅周辺の商業軸を形成する幹線道路について、シンボル道路として魅力的な街並みの形成を図ります。



将来の知立駅前のイメージ

シンボル道路としての街並みの形成



知立まつり

祭りの風情を損なう景観

(3) 無電柱化推進計画の位置づけ

無電柱化法第8条では、国及び県の無電柱化推進計画を基本とした、市域の無電柱化推進に関する施策についての計画策定を努力義務として規定しています。

そのため、知立市無電柱化推進計画は、無電柱化法第8条第2項に基づき、市内の無電柱化を計画的に推進するため、国・県が定める無電柱化に関する計画を基本とし、市で定めるまちづくりや都市計画に関する上位計画及び関連計画を踏まえ定めるものとします。

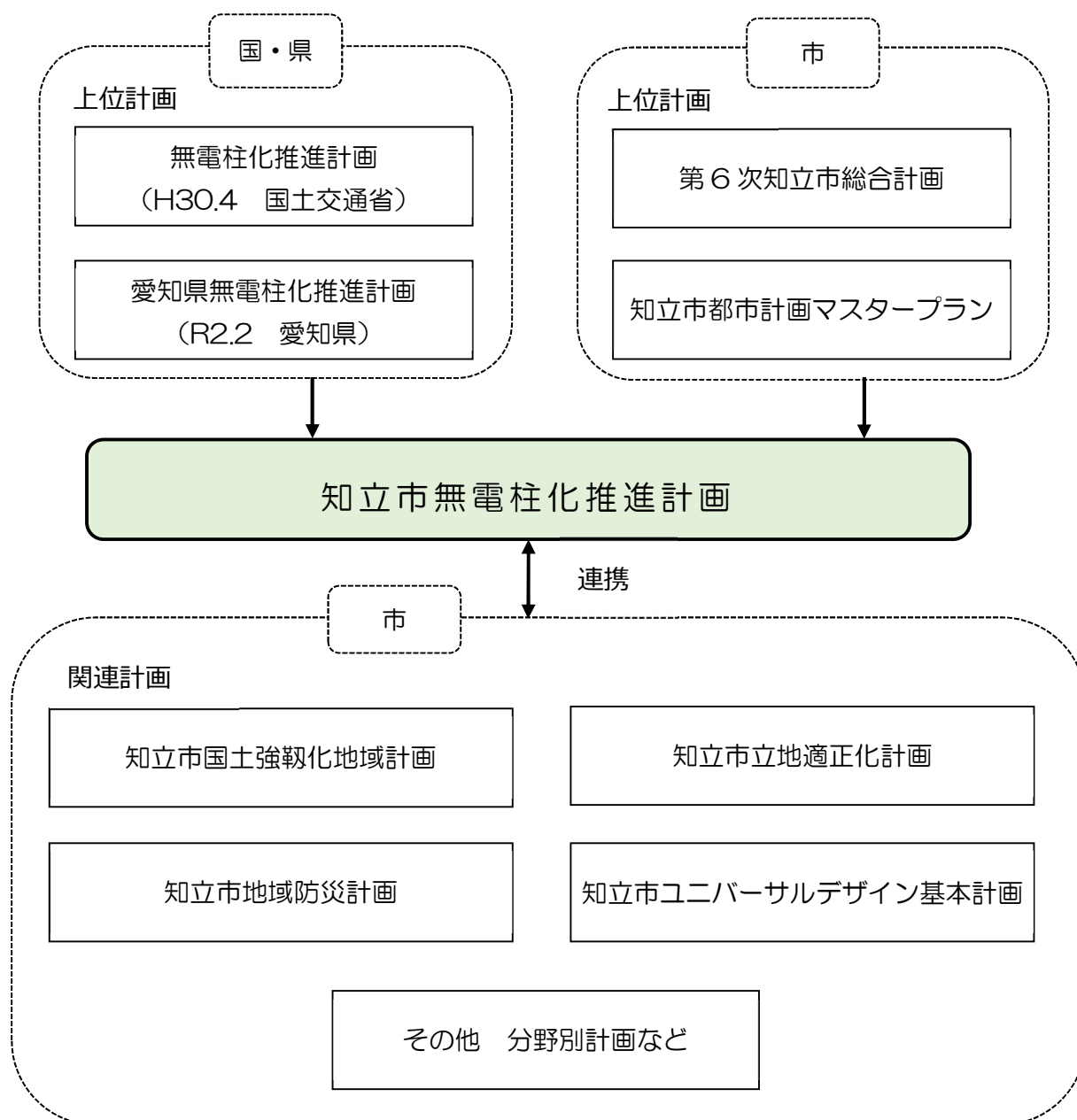


図 1-1 計画の位置づけ

2. 無電柱化推進に関する現状と課題

(1) これまでの整備実績

令和2年現在、知立市において無電柱化の整備実績はありません。

(2) 無電柱化の課題

1) コストの高さ

電線共同溝方式を始めとした無電柱化には、多額の費用を要します。国土交通省によると、電線共同溝方式による地中化に要する費用として、電線共同溝の施設延長1kmあたり約5.3億円（電線管理者の負担分を含む）と示されており、道路管理者および電線管理者の費用負担がともに大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。そのため、より一層のコスト削減に向けた検討を進めていく必要があります。

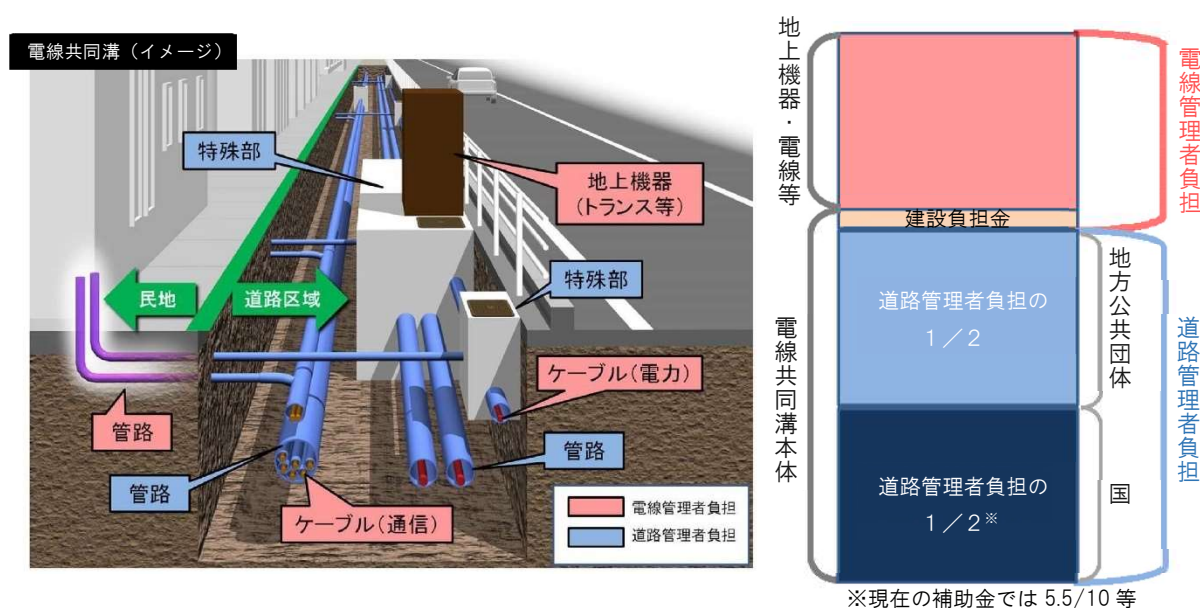


図 2-1 電線共同溝の費用負担(出典:国土交通省 HP)

2) 事業期間の長さ

無電柱化事業の実施には、電線共同溝等の電線類収容施設の本体工事に加え、支障となる既設埋設物の移設、電線管理者による引込管設置工事やケーブルの入線工事等を段階的に進める必要があるため、事業期間が長期に及ぶ傾向にあります。そのため、設計、支障移転、本体工事、引込管工事等を包括して発注すること等により、同時施工及び事業調整の円滑化を図る必要があります。

3) 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝の整備にあたり、電気事業者の道路占用物として、トランスや開閉器などの地上機器を設置する必要があります。また、歩道上に地上機器を設置する例が多くみられますが、歩道がない道路や幅員の狭い道路では限られた空間で地上機器を設置する場所を確保することが必要です。

3. 無電柱化推進に関する基本的な方針

(1) 無電柱化推進の基本的考え方

これまで無電柱化は、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成等の観点から、適宜実施されてきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者、観光需要の増加等により、その必要性が増加しています。

このような中、無電柱化法第2条第3項では、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。」といった無電柱化推進の基本理念が掲げられています。

また、本市においては、無電柱化の整備実績はないものの、活力あふれる力強い都市づくりのため、中心市街地の都市計画道路を中心に無電柱化を図ることが、知立市都市計画マスタープランの道路整備の方針に掲げられています。

そのため、無電柱化の推進においては、市民や関係者の理解・協力の下、本市の中心拠点に位置づけられる知立駅周辺の中心市街地の都市計画道路を中心とした整備を推進し、活力あふれる力強い都市づくりを目指すものとします。

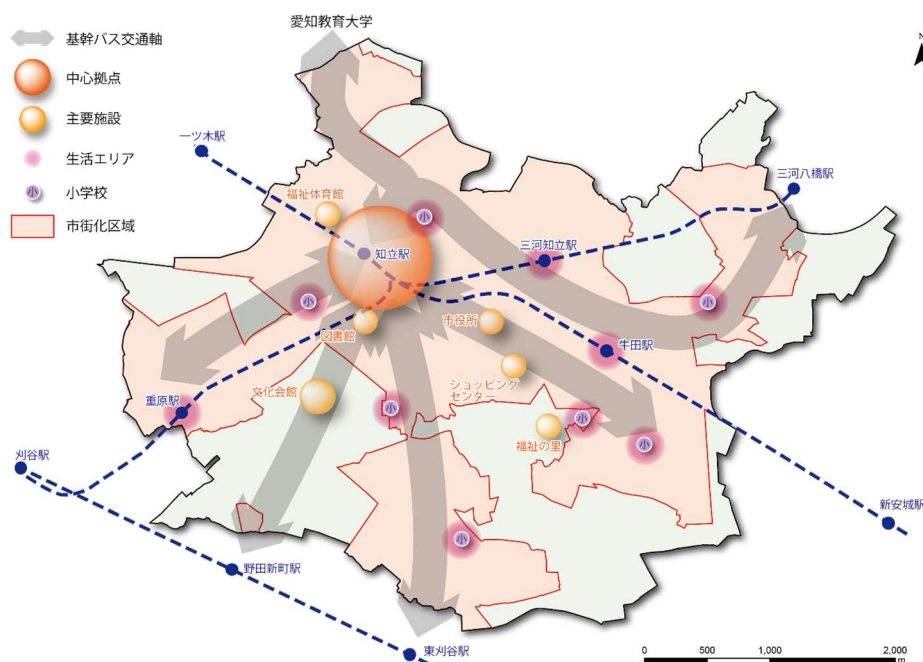


図 3-1 本市の目指すべき都市構造のイメージ(知立市立地適正化計画)

(2) 無電柱化推進に関する基本的な方針

本市では、無電柱化推進の基本的な考え方に基づき、中心市街地の都市計画道路を中心とした整備を推進しますが、前述したように無電柱化には多額の費用を要します。

そのため、無電柱化の目的及びその実現性を踏まえ、以下の道路について優先的な無電柱化の取組みを進めます。

1) 無電柱化の目的に即した取組み

①都市防災機能の強化

災害時の電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、救急活動・物資輸送等の円滑化を図るために緊急車両の通行を確保すべき重要な道路である緊急輸送道路等、特に愛知県で指定する第1次、第2次緊急輸送道路及び市で指定する緊急輸送道路等について無電柱化を当該道路管理者に促します。

(図3-2 参照)

②通行空間の安全性・快適性の向上

誰もが安全かつ快適に通行できるよう、都市機能誘導区域内の駅や公共施設周辺などの歩行者の通行が多い幹線道路について無電柱化を推進します。

(図3-3 参照)

③魅力的な街並みの形成

まちの魅力向上のため、都市計画マスタープランで位置づけられた景観形成の軸となるシンボル道路について無電柱化を推進します。

(図3-3 参照)

2) 市街地整備と一体となった取組み

本市の魅力ある中心市街地の形成を図るため、市街地整備を進める知立駅周辺土地区画整理事業(施行中)、知立駅南土地区画整理事業(計画中)により、一体的な整備を進める幹線道路について無電柱化を推進します。

(図3-4 参照)

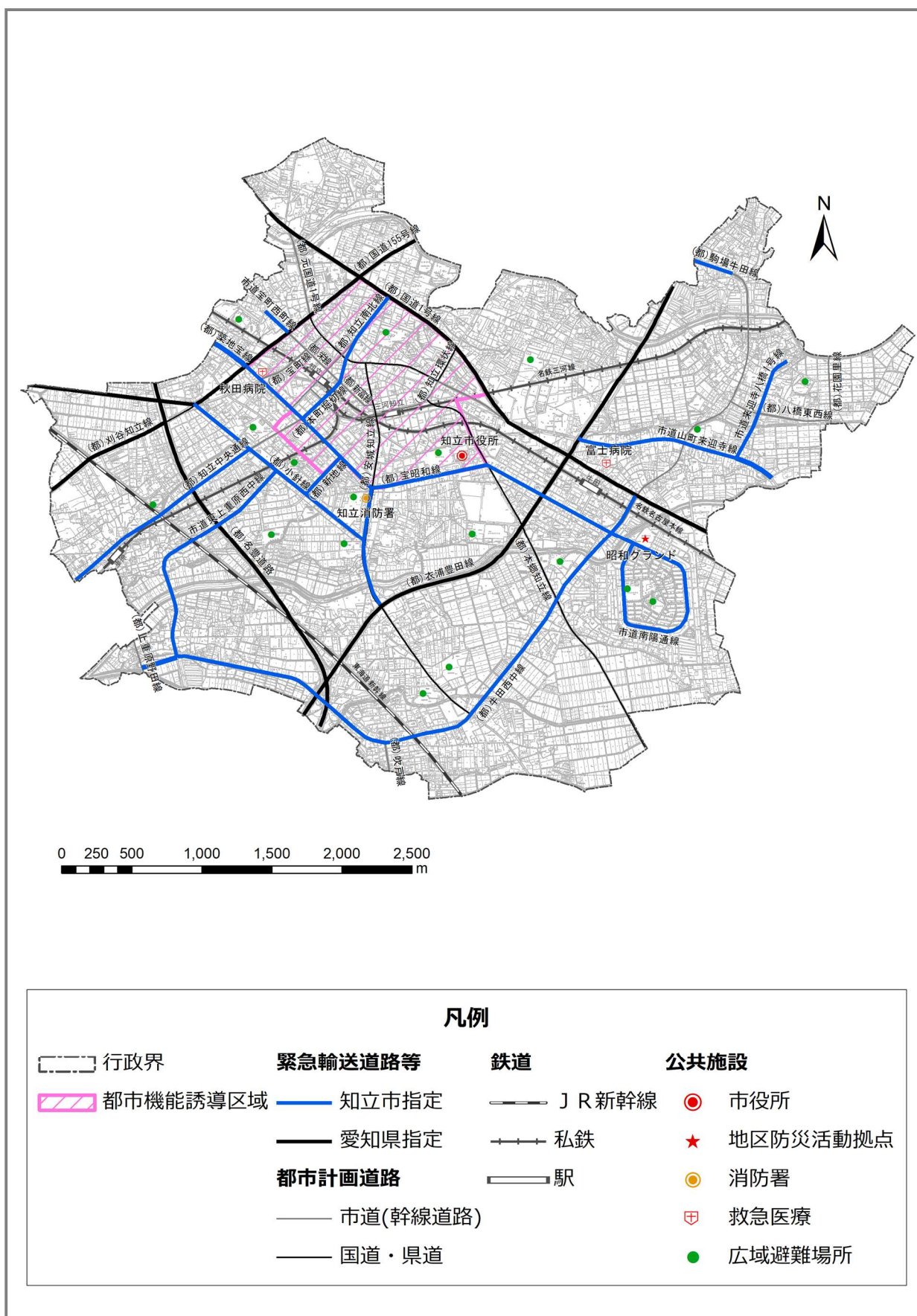


図 3-2 都市防災機能の強化に資する重要な道路

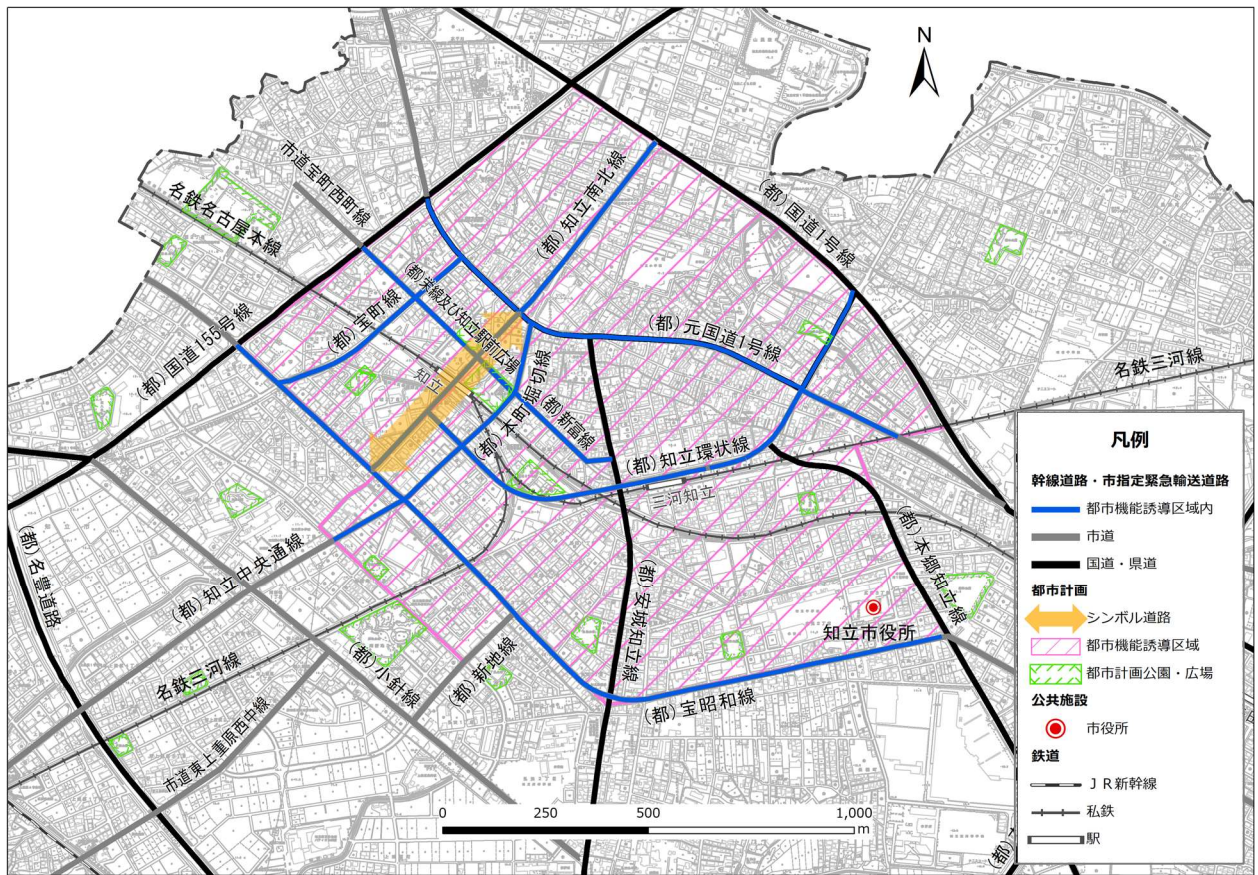


図 3-3 通行空間の安全性・快適性の向上や良好な景観形成に資する幹線道路

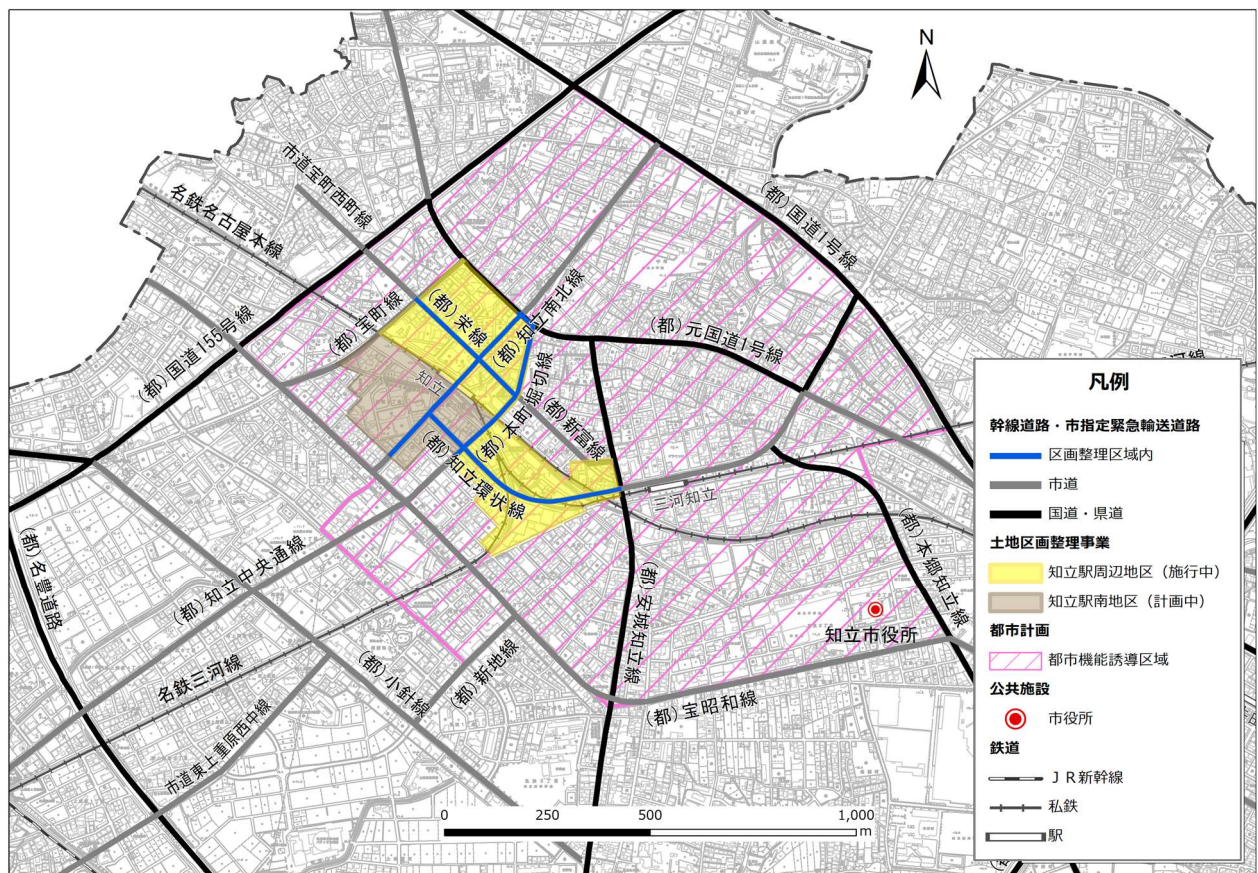


図 3-4 市街地整備と一体となった整備を進める幹線道路

4. 無電柱化推進に関する計画期間と目標

(1) 無電柱化推進計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

(2) 無電柱化の推進に関する目標

1) 短期目標

知立駅周辺土地区画整理事業の工事完了予定である令和6（2024）年度までを目標として、知立駅周辺土地区画整理事業と一体的に以下の路線の無電柱化を推進します。

表 4-1 無電柱化対象道路

番号	路線名	整備期間	整備箇所	整備延長	備考
1	(都)栄線及び知立駅前広場	令和3年度 ～令和6年度	知立駅前交差点～ 栄2丁目	約0.15km	
2	(都)知立南北線	令和3年度 ～令和6年度	本町本～ 名鉄知立駅	約0.22km	

2) 将来目標

計画期間である令和12（2030）年度までを目標として、知立駅南土地区画整理事業及び関連道路整備事業と一体的に以下の路線の無電柱化を推進します。

なお、無電柱化の推進に向けては、事業の実施状況を踏まえて必要な計画の見直しを行うものとします。

表 4-2 無電柱化対象道路

番号	路線名	整備期間	整備箇所	整備延長	備考
1	(都)本町堀切線	～令和12年度	知立駅北交差点～ 堀切2丁目	約0.36km	(都)元国道1号線 交差部含む
2	(都)知立環状線	～令和12年度	池端2丁目～ 堀切2丁目	約0.10km	
3	(都)知立南北線	～令和12年度	名鉄知立駅～ 池端2丁目	約0.12km	

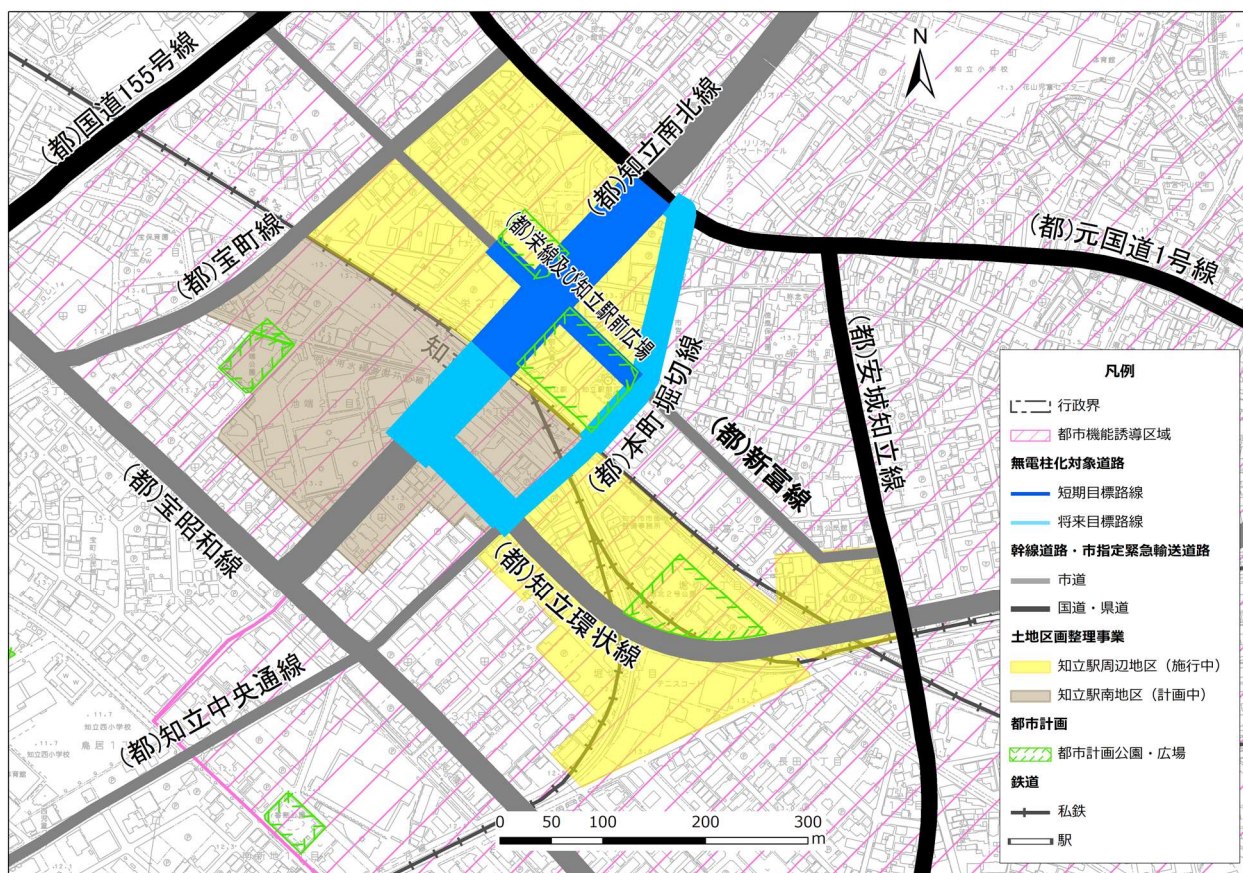


図 4-1 無電柱化対象路線図

5. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、電線類を地中化する方法と地中化以外の方法に大別されます。

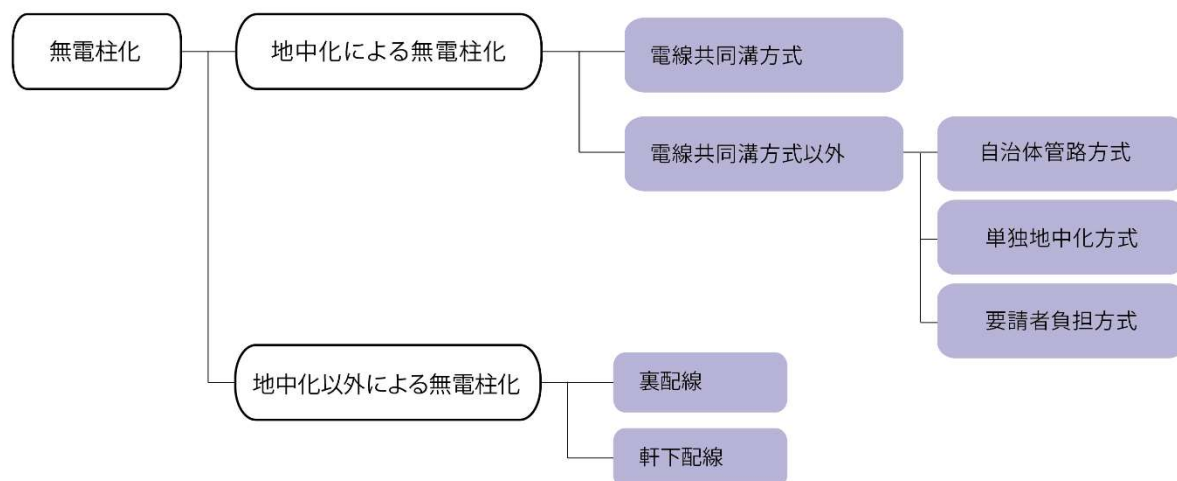


図 5-1 無電柱化の整備手法

1) 地中化による無電柱化（電線共同溝方式）

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ、道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進めます。

電線共同溝方式とは、道路管理者が道路の地下空間を活用して、電線共同溝を整備し、通信線及び電線類をまとめて収容する整備手法であり、平成 7 年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が制定されたことから、一般的な方式として採用されています。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、低コスト手法である浅層埋設方式等の導入を考慮しながら、メンテナンスを含めたトータルコストの縮減を図ります。

2) 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業等の実施に際して、関係事業者事前に通知するとともに、無電柱化の実施の可否や施工時期等について、適切に調整します。

(2) 無電柱化事業の費用負担

無電柱化事業の費用負担は、整備手法によって異なるため、電線管理者等の関係機関と十分調整して整備を推進します。

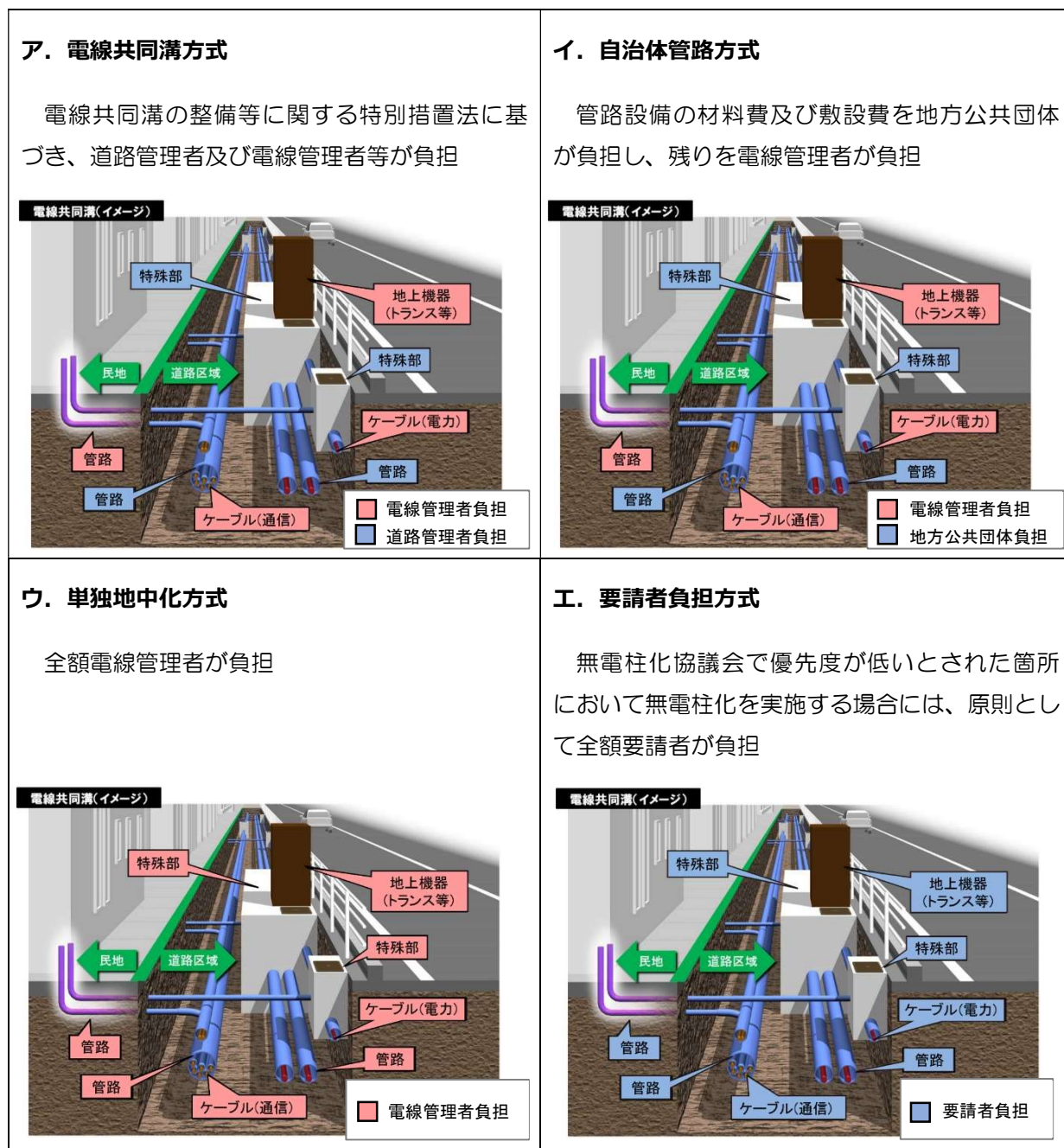


図 5-2 費用負担の考え方（出典：国土交通省 HP 電線共同溝イメージ図を加工して作成）

(3) 関係者間の連携の強化

1) 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる愛知県電線地中化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等、無電柱化の推進に係る調整を行います。

無電柱化事業実施の際には、低コスト手法を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置します。

また、無電柱化に関する取組みを本市のウェブサイト公開するなど、無電柱化の重要性に関する市民の理解や関心を深めます。

2) 工事・設備の連携

知立市の管理する道路において、道路事業等やガス、水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、知立市道路占用協議会等、関係者が集まる会議等を活用し、関連事業者と相互に調整を図りコストや工期を縮減するとともに、関連事業者と積極的に連携を図ることで効率的に整備を進めます。

3) 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進めます。

4) 他事業との連携

地域の課題等を踏まえ、土地区画整理事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。